

岩手県告示第696号の2

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成28年8月30日の台風により災害が発生した盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村及び二戸郡一戸町の区域内において平成28年8月30日から救助を行うこととした。

平成28年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也